

第2回 新斎場整備推進本部会議

日 時：令和7年8月14日（木） 午後2時から

会 場：市役所本庁舎本館2階 第1特別会議室

1 議題

【新斎場】

（1）主な施設の規模の考え方について

（2）アクセス道路整備について

【市営斎場】

（3）市営斎場の火葬時間の延長等について

2 その他

以 上

令和7年8月14日（木）

第2回 新斎場整備推進本部会議

議題（１）及び（２）について

第２回 新斎場整備推進本部会議

目的

令和９年３月に予定する基本計画の策定に向け、核となる事項の方向性を定める。

審議事項

新斎場の「主な施設の規模の考え方」と「アクセス道路整備」について

理由

本体施設の規模とアクセス道路には相関関係があり、互いの設計条件に影響を与えることから、基本計画の策定作業を進めるに当たり、手戻りが生じないよう予め方向性を定める必要がある。

新斎場整備のステップ

予定地「青山」における新斎場整備については、アクセス道路を整備した後に、その道路を使用して本体施設（土砂災害対策施設含む）の整備を行うことを想定しており、最優先課題としてアクセス道路整備の方向性を決定する必要がある。

STEP 1

基本計画・事業手法

基本計画の策定・事業手法の決定

STEP 2

用地取得

アクセス道路整備及び本体施設建設に必要な用地の取得

STEP 3

アクセス道路整備

県道513号から新斎場までのアクセス道路整備

STEP 4

本体施設建設

新斎場の本体施設及び土砂災害対策施設の建設

※実際には各STEPがラップしながら事業が進む。
例：STEP 1の段階で平行してアクセス道路や土砂災害対策施設の予備設計を実施。

議題（１） 主な施設の規模の考え方について

第2回 新斎場整備推進本部会議

1 はじめに～地方公共団体の役割～

火葬場の管理等を支障なく行い、将来にわたり、亡くなられた市民を受け入れる火葬予約枠を確保する。

2 本市における火葬需要

今後の火葬需要の増加に対応するためには新斎場の整備が必須。

3 火葬需要への対応と火葬予約枠の目標値

市民が希望した日に市営斎場・新斎場で火葬ができることを目指す。

（市内住民死亡者数／火葬予約枠＝概ね85％未満）

4 【審議事項】 目標を達成するための新斎場の火葬炉数

目標値を達成するためには、新斎場において1日18件の火葬予約枠を確保する必要がある。

火葬炉数：6基

5 【審議事項】 その他の主な施設の規模の考え方 式場、駐車場の規模

法令等における位置づけ

（１）墓地、埋葬等に関する法律

第１条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、**支障なく行われることを目的とする。**

（２）墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取扱いについて（昭和43.4.5環衛第8058号、環境衛生課長から各都道府県、各指定都市衛生主管部局長あて通知）
従来、墓地、納骨堂又は火葬場の経営主体については、（中略）**原則として市町村等の地方公共団体でなければならず、**これにより難い事情がある場合であっても宗教法人、公益法人等に限ることとされてきたところである。

⇒**火葬場の管理等を支障なく行い、将来にわたり、亡くなられた市民を受け入れる火葬予約枠を確保する**

短期目標、中・長期目標

【短期目標（新斎場供用開始までの間）】

市営斎場の運営を見直し、火葬予約枠の拡大を図るとともに待ち日数を縮減

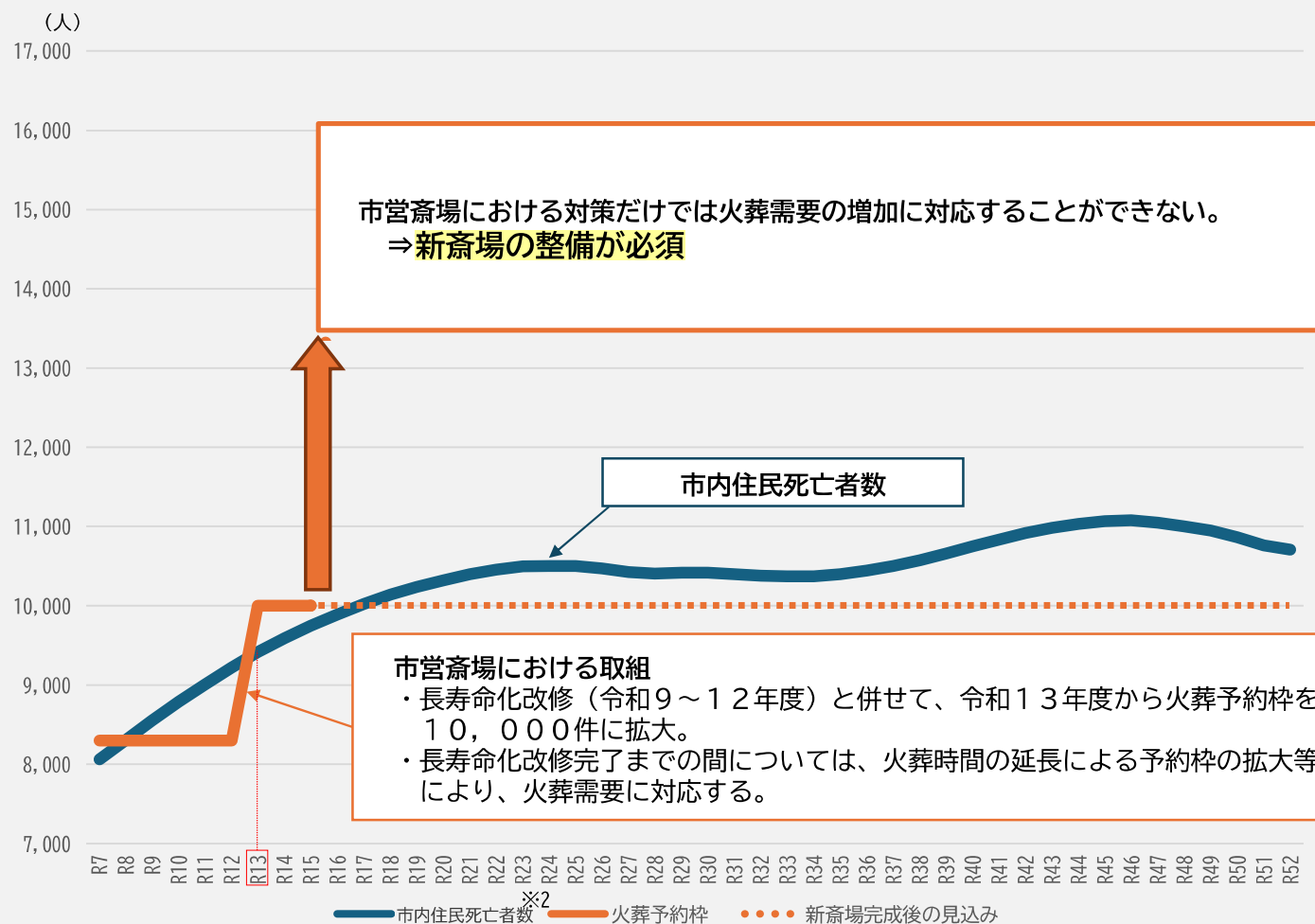
【中・長期目標（新斎場整備による実現を目指す）】

市営斎場・新斎場で希望した日に火葬ができるよう、火葬予約枠を拡充

議題（１）２_本市における火葬需要

第２回 新斎場整備推進本部会議

火葬需要（市内住民死亡者数）※１と火葬予約枠



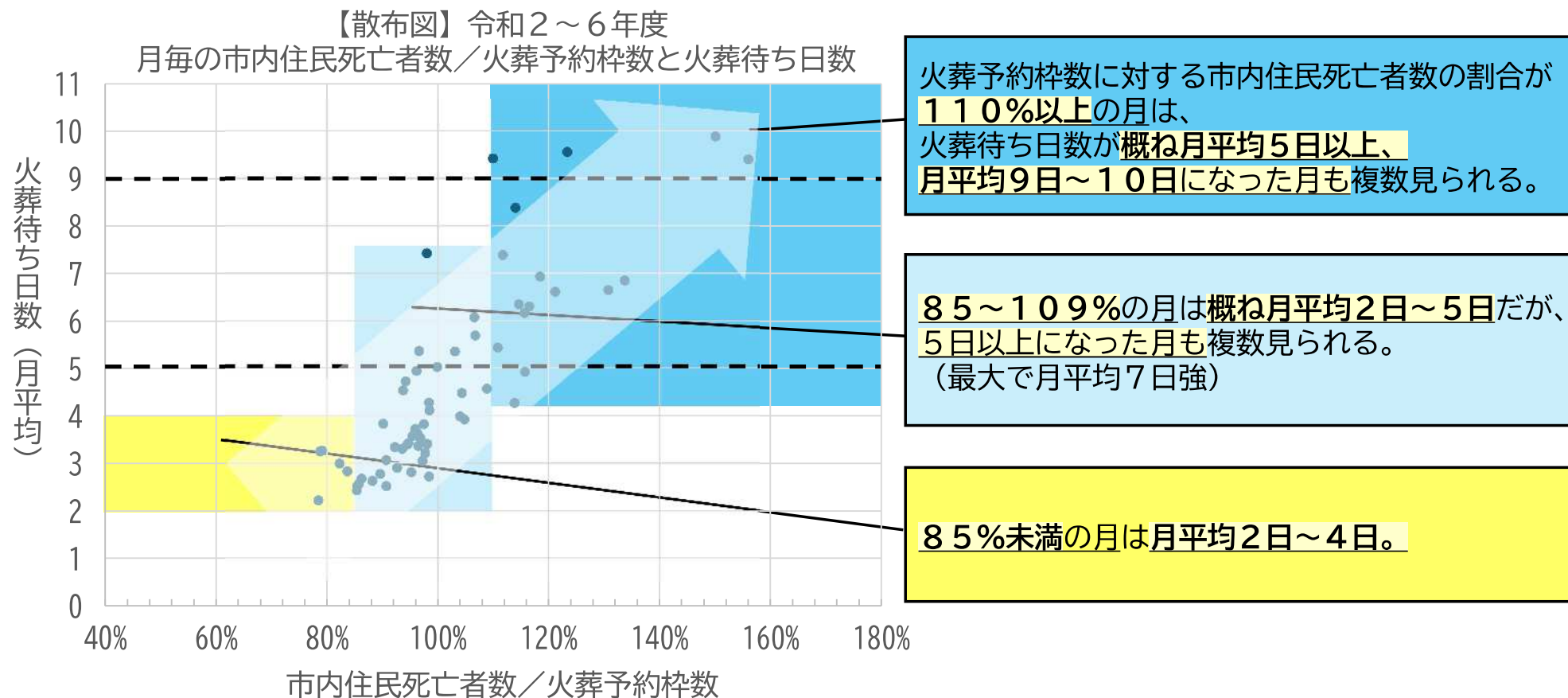
※１ 火葬需要
火葬需要＝市内住民死亡者数と定義する。
（以下のスライドも同様）

※２ 市内住民死亡者数
『令和２年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計』を基に算出。（以下のスライドも同様）

議題（１） 3_火葬需要への対応と火葬予約枠の目標値

第2回 新斎場整備推進本部会議

【分析】 市内住民死亡者数、火葬予約枠数、火葬待ち日数の関連性（R2～6実績から）



火葬待ち日数に影響を与え得る要因として、市内住民死亡者数と火葬予約枠数について分析。

⇒「市内住民死亡者数／火葬予約枠」（火葬予約枠に対する市内住民死亡者数の割合）を指標として、待ち日数縮減の対策を検討。

議題（１）３_火葬需要への対応と火葬予約枠の目標値

第２回 新斎場整備推進本部会議

市民が希望した日に市営斎場・新斎場で火葬ができることを目指す。
(市内住民死亡者数／火葬予約枠＝概ね８５％未満)

目標値（市内住民死亡者数／火葬予約枠）

新斎場供用開始前…概ね１１０％以下を目指す
(参考：火葬待ち日数 月平均２～７日程度水準)

新斎場供用開始後…概ね８５％未満を目指す
(参考：火葬待ち日数月平均２～４日程度水準)

フェーズ１

長寿命化改修前（R7～R9）

○現状の市営斎場火葬予約枠
【１日 ２５件】
※年間 約８，３００件

+ １～３月の火葬時間延長
約３４０件
+ 会葬者なし枠の利用促進
約６９０件

フェーズ２

改修期間中（R10～12）

○現状の市営斎場火葬予約枠
【１日 ２５件】
※年間 約８，３００件

+ １～３月の火葬時間延長
約３４０件
+ 会葬者なし枠の利用促進
約６９０件

フェーズ３

長寿命化改修後（R13～）

○拡大後の市営斎場火葬予約枠
【１日 ３０件】
※年間 約１０，０００件

+ １～３月の火葬時間延長
約３４０件
+ 会葬者なし枠の利用促進
約６９０件

フェーズ４

新斎場整備後

○新斎場の火葬予約枠

【目標：１日 １８件】（詳細は次スライド以降参照）

※年間 約６，０００件

長寿命化改修後（R13～）

○拡大後の市営斎場火葬予約枠
【１日 ３０件】
※年間 約１０，０００件

- ・「火葬時間延長」及び「会葬者なし枠の利用促進」については新斎場の供用開始までの間の実施を想定。
- ・新斎場の供用開始以降は、繁忙月となる１月について、ひっ迫状況に応じてフェーズ１～３の対応を実施し、火葬予約枠を確保することを想定。

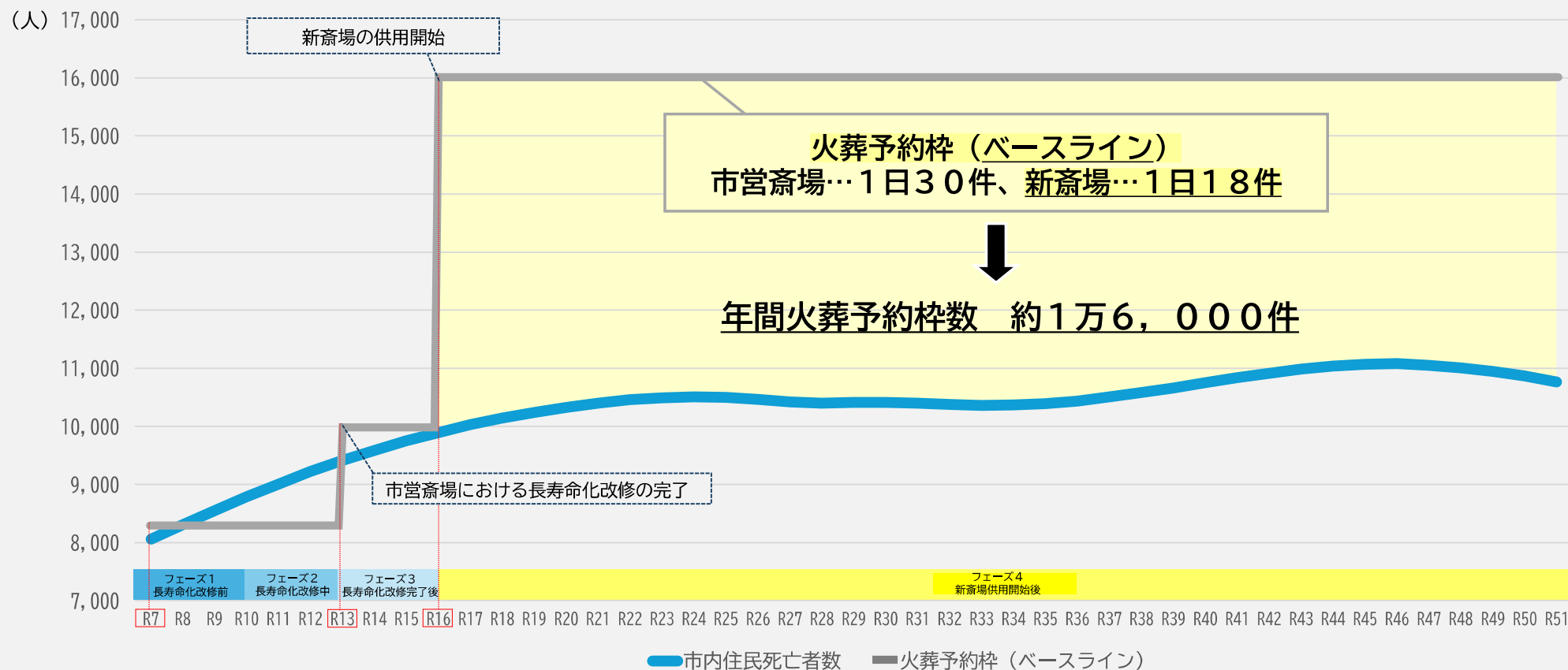
議題（１）３_火葬需要への対応と火葬予約枠の目標値

第２回 新斎場整備推進本部会議

年間火葬予約枠数と市内住民死亡者数

※灰色線の火葬予約枠拡大のタイミングは、今後の事業スケジュールの進捗により変動する。

年間（R7～R51）



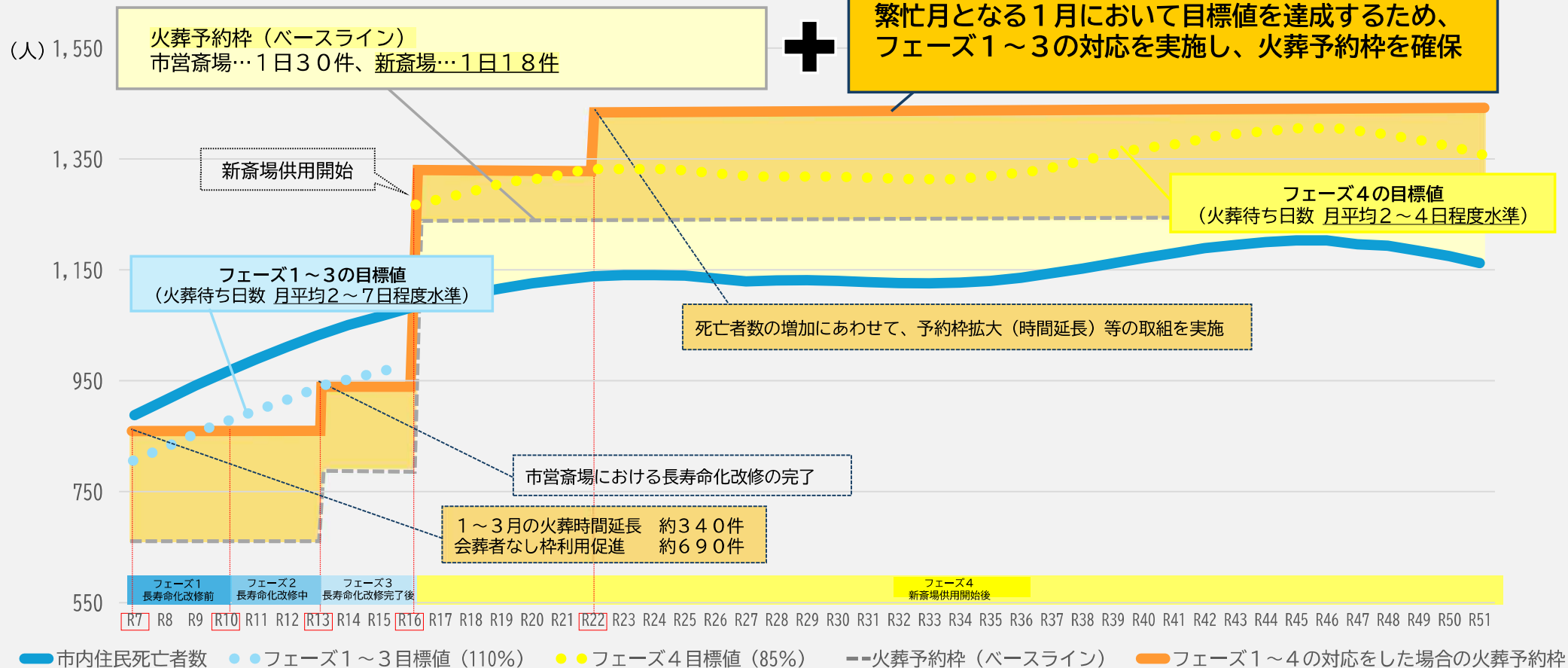
議題（１）３_火葬需要への対応と火葬予約枠の目標値

第２回 新斎場整備推進本部会議

【繁忙月（１月）】月間予約枠数と市内住民死亡者数

※灰色・オレンジ線の火葬予約枠拡大のタイミングは、今後の事業スケジュールの進捗により変動する。

１月のみ抜粋（R7～R51）



火葬炉の規模

目標値を達成するためには、新斎場において１日１８件の火葬予約枠を確保する必要がある。

$$18 \text{ 件} = \text{火葬炉} 6 \text{ 基} \times 3 \text{ 回転}$$

《参考》市営斎場の火葬炉数
火葬炉１０基、胎児炉１基

新斎場における火葬炉数を６基とすることを基本とし、基本計画※の策定を進める。

※令和９年３月策定を予定。コンサル委託においてより詳細な調査検討を進める。

議題（１）５_【審議事項】 その他主な施設の規模の考え方

第２回 新斎場整備推進本部会議

式場の規模

葬儀の小規模化の傾向を踏まえながら、時代に即した利便性の高い適正な規模を検討する。

《参考》

○市内葬祭業者へのヒアリング結果

市内葬祭業者２社：会葬者３０人以下が約８割（令和６年度実績）

○市営斎場の式場規模

式場２室

《大式場：１００席（１５４㎡）、小式場：７０席（９４㎡）》

駐車場の規模

各施設の規模に応じ、必要十分な台数を確保する。

《参考》

○条例規則で規定する駐車場規模

『相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例（抜粋）』
（火葬場の構造設備基準）

第１３条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

（２） 管理事務所、待合所、便所、規則で定める規模以上の駐車場その他火葬場を利用する者の
便益に供するための施設を設けること。

『相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則（抜粋）』
（火葬場の構造設備基準）

第１１条 条例第１３条第２号の規則で定める規模は、火葬炉の数に１０を乗じて得た数の自動車を収容できるものとする。

○市営斎場の駐車場規模

約１４０台（火葬炉１０基、胎児炉１基）

上記の考え方を基本とし、他に必要となる諸室等を含めて基本計画※の策定を進める。

※令和９年３月策定を予定。コンサル委託においてより詳細な調査検討を進める。

1_ **【審議事項】 アクセス道路のルートと位置付け**

“橋梁新設不要ルート”を“市道”として整備する

2_ **【審議事項】 補正予算について**

詳細設計を前倒し実施（１２月補正）

議題（２）１_【審議事項】アクセス道路のルートと位置付け

第2回 新斎場整備推進本部会議

アクセス道路のルート

■：アクセス道路

●・・・

《回避ポイント》斜面地、沢、移設困難施設（墓、NTT施設）等

	検討案		参考案	
線形案	関係者調整中 (調整が完了次第公開します)			
経済性(概算)	約9.0億	○	約12.8億	
工期	約36ヵ月	○	約60ヵ月	
施工性 周辺の影響	・ブロック積、補強土壁、道路照明、沢横断暗渠、沢の改修、 県道改良、斜面对策 ・交差点改良時に県道に影響あり	○	・ブロック積、補強土壁、道路照明、沢横断暗渠、串川橋梁新設、 串川護岸改修、県道拡幅改良、斜面对策 ・交差点改良時及び、橋梁施工時に県道へ長期間影響あり	
走行性	最小曲線半径 20m (曲線数3か所) 高低差 48m 延長L=612m		最小曲線半径 20m (曲線数2か所) 高低差 42m 延長L=597m	○
総合評価	曲線が多く走行性は参考案より劣るが道路構造令の基準値は満足している。経済性、工期、施工性は優れている。	◎	橋梁新設にあたり、経済性や工期、河川管理者協議を要し、施工の難易度は高い	

経済性、工期、施工性などを総合的に評価し、橋梁を新設しないルートを選定する。

議題（２）２_【審議事項】アクセス道路のルートと位置付け

第２回 新斎場整備推進本部会議

位置付け	①市道	②専用通路
概要図	関係者調整中 (調整が完了次第公開します)	
整理事項・課題	●都市計画決定において、都市施設の接道要件としてアクセス道路の市道認定が必要かつ、市道認定議案の提出理由を整理する必要がある。	●土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、原則、都市計画決定の区域に含むことは不可であり、含めるならば解除が前提となる。 →スケジュールに影響あり(対策工事含め、指定解除に関する神奈川県との調整期間が生じることから、全体スケジュールに影響を及ぼす要因となる) ●現道(赤道)に第３者施設(墓地、NTT施設)が存在し、取り扱いを整理する必要がある。
メリット	新斎場供用開始までのスケジュールが早い	現道（県道５１３号）を接道要件に新斎場を整備することが可能 ※ただし、式場（集会場）の規模により、接道要件に影響が生じる場合がある。

課題・メリットを踏まえ、以下の設計条件に基づき市道として整備する。

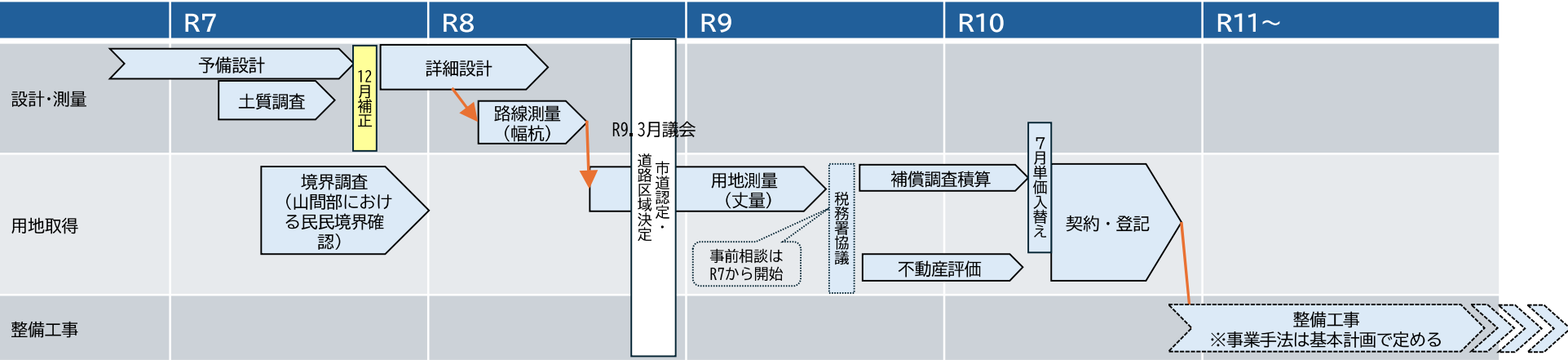
設計条件

- ①計画交通量：計画交通量**496**台/日（想定）※火葬炉6基・式場150席で算出
⇒上記の施設規模が計画交通量に影響する
- ②道路の区分：第3種第5級（市町村道、山地部）※500台未満/日、設計速度 V=20km/h
- ③縦断勾配：最急9%
曲線半径：最小20m
- ④幅員構成※第3種第5級の標準幅員：4.0m
標準部 8.5m(車道等 6.5m・歩道2.0m)
拡幅部12.0m(車道等 10.0m・歩道2.0m)

議題（2）3_【審議事項】補正予算について

アクセス道路整備の想定スケジュール（案）

※用地取得が順調に進んだ場合の最短スケジュール案



1日でも早い供用開始を目指しR8以降に予定していた詳細設計を前倒して実施する（12月補正）。

12月補正予算の内容

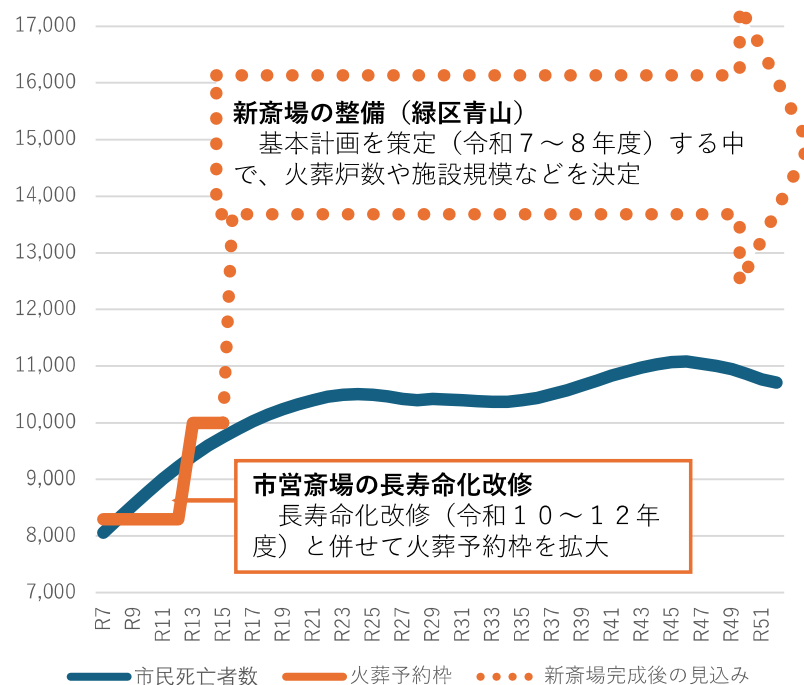
内容	事業費（概算額）	特定財源	一般財源
アクセス道路詳細設計業務委託	30,000千円	27,000千円	3,000千円

※事業費根拠・・・土木設計積算
※特定財源・・・地方道路等整備事業債（起債率90％）

議題（３）市営斎場の火葬時間の延長について

議題（３）１ 本市の火葬需要見込みと対策について

（１）本市の火葬需要見込みと火葬予約枠



■新斎場の整備

令和 7～8 年度に新斎場の基本計画を策定する中で、**新斎場のコンセプトや火葬炉数（火葬予約枠）、施設規模などを決定するとともに、供用開始までの具体的なスケジュールを定める。**

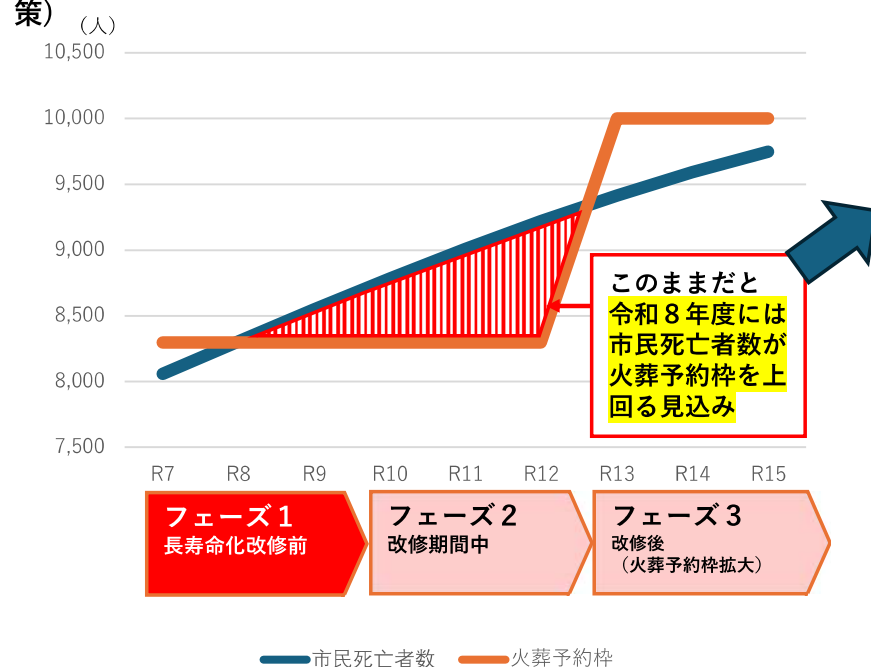


■市営斎場の長寿命化改修

令和 10～12 年度に市営斎場の長寿命化改修を行う（令和 9 年度は設計業務等）中で、利用者動線の見直しや収骨室の増設などを行い、**現在の年間火葬予約枠（約 8,300 件）から約 1,700 枠を拡大（年間約 10,000 件）する。**

議題（３） １ 本市の火葬需要見込みと対策について

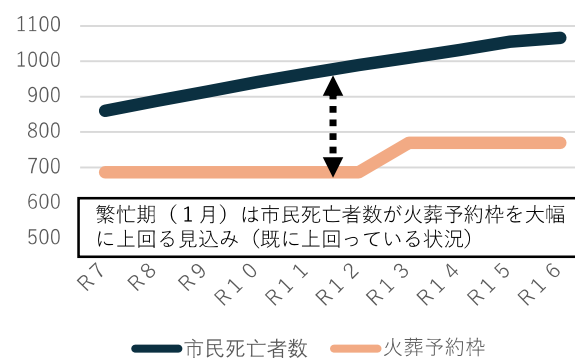
（２）市営斎場長寿命化改修前までの対策(当面の対策)



■フェーズ1（長寿命化改修前）の対策

- 【対策1】市営斎場の火葬時間の延長《審議事項》
- 【対策2】会葬者無し枠の利用促進

《参考》1月の火葬需要見込みと火葬予約枠

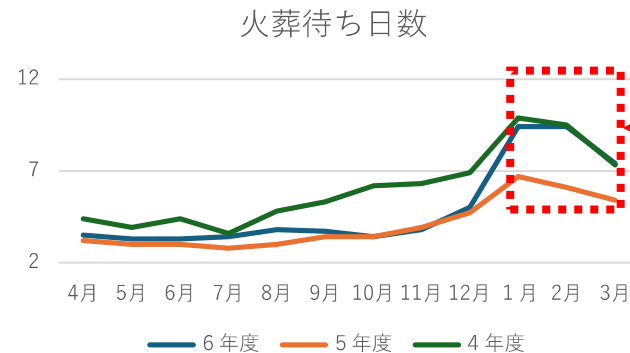


議題（３） １ 本市の火葬需要見込みと対策について

【対策１】市営斎場の火葬時間の延長《審議事項》

○延長の内容

- ・ 1月から3月（冬期）の火葬時間を1時間延長 9時～17時⇒**9時～18時**
- ・ 火葬予約枠を**約340枠拡大／年**
25枠／日⇒29枠／日に増加（友引日は18枠／日⇒22枠／日）



○火葬待ち日数の長い1～3月までの火葬時間を延長

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
6年度	3.5	3.3	3.3	3.4	3.8	3.7	3.4	3.8	5.0	9.4	9.4	7.4
5年度	3.2	3.0	3.0	2.8	3.0	3.4	3.4	3.9	4.7	6.7	6.1	5.4
4年度	4.4	3.9	4.4	3.6	4.8	5.3	6.2	6.3	6.9	9.9	9.5	7.3

《1時間延長の理由》

指定管理者の人材確保や火葬炉の負担、他都市の状況、市民ニーズ等を踏まえ1時間延長とする。

議題（３） １ 本市の火葬需要見込みと対策について

○費用

約 18,981 千円（令和 7 年度）

《内訳》 人件費の増加分	9,235 千円
火葬炉修繕費増加分	6,463 千円
光熱水費増加分	2,835 千円
その他の費用	448 千円

● 3 年間の債務負担行為補正額（指定管理経費）
37,554 千円
※火葬炉修繕費は市負担分

○他都市の状況 さいたま市、大阪市で 1 時間延長を実施
※延長して設けた火葬予約枠の稼働率は、ほぼ 100%となっている。

○課題

- ・ 火葬炉の劣化の進行 ⇒ 修繕頻度を増やし対応
- ・ 斎場従事者の勤務時間の増加 ⇒ 時間外勤務や勤務シフトを変更し対応
- ・ 市民への周知（葬祭業者を想定）

○実施期間 令和 7 年度から令和 9 年度まで

○その他

- ・ 「相模原市営斎場条例」の改正（第 5 条の利用時間）
- ・ 令和 7 年度と債務負担行為（第 3 期指定管理期間分）の補正予算を計上
- ・ 指定管理者との協議（協定変更）を実施

議題（３） １ 本市の火葬需要見込みと対策について

【対策２】 会葬者無し枠の利用促進（指定管理者の企画提案事業として実施）

○会葬者無し枠の利用促進の概要 《背景・目的等》

【会葬者無し枠とは】

身寄りのない方など、会葬者がいない方であって、葬祭業者等が、ご遺体の搬送と焼骨の受け取りを行う枠

近年、市営斎場で会葬を行わない遺族等が増えていることから、指定管理者の企画提案事業として会葬者無し枠を設けている。今後、指定管理者との協力のもと会葬者無し枠の利用促進を図っていく。

	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
会葬者無しの件数	334	417			
うち会葬者無し枠利用件数	88	167			

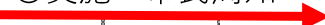
今後も増加が見込まれる

※ 会葬者無し枠は年間火葬予約枠には含まないが、実際の火葬件数には含んでいる。

会葬者無しの火葬で、通常の火葬予約枠を利用しているケースが多く、会葬者無し枠の有効利用が図れていない。

- ・ 午後３時３０分からの会葬者無し枠（１日２枠、火葬予約枠にカウントしていない枠）の利用促進
- ・ 年間で**約６９０枠を利用促進**
２５枠／日＋会葬者無し２枠／日（友引日は１８枠／日＋会葬者無し２枠／日）
- ・ 費用は現在の指定管理料（光熱水費を除く）の範囲内で実施

議題（３） ２ スケジュールについて《審議事項》

	R7.6	R7.7	R7.8	R7.9	R7.10	R7.11	R7.12	R8.1	R8.2	R8.3	R8.4以降
火葬時間の延長	○庁議等 		○本部会議	○議会情報提供			○条例改正、補正予算 				
				○指定管理者との協議 				○実施・市民周知 			
会葬者無し枠の利用促進			○指定管理者との協議 	○実施・市民周知 							